

広島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新山府中線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
府中市高木町字沖八〇番一 府中市高木町字沖九〇番一 地先から地先まで			一二・五〇 一三・三〇	八一・八〇	
			一三・七〇 二五・四〇	九四・〇〇	拡幅